

鎌倉市観光基本計画進行管理委員会 設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、第2期鎌倉市観光基本計画(以下、「基本計画」という。)に基づくアクションプランが着実に推進されているかを評価し、適切な進行管理を行うことを目的に、鎌倉市観光基本計画進行管理委員会(以下「進行管理委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 進行管理委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画の進捗状況の評価、検証についての事項

(組織)

第3条 進行管理委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、観光関係団体、観光事業者などから推薦を得た者及び公募市民のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 進行管理委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とし、再任は妨げないものとする。

2 委員の交代による新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 進行管理委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(年次報告)

第7条 進行管理委員会の評価結果等については、鎌倉市観光振興推進本部に報告の上、公表するものとする。

(庶務)

第8条 進行管理委員会の庶務は、市民経済部観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、進行管理委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は平成19年7月19日から施行する。